

## 令和4年度 公社住宅における太陽光発電設備の設置等に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と東京都住宅供給公社（以下「乙」という。）は、乙の管理する既存の一般賃貸住宅（以下「公社住宅」という。）における太陽光発電設備（蓄電設備等の関連設備を含む。以下「P V設備」という。）の設置事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、甲及び乙の役割分担等の基本的事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本事業は、甲及び乙が連携して本事業を率先して行い、本事業における収支等に関する情報を収集・蓄積し、技術上の課題の検証等を行うとともに、その結果を広く情報発信していくことで、民間の既存集合住宅におけるP V設備の設置が促進される環境を醸成することを目的とする。

### （役割分担）

第2条 甲及び乙の役割分担は次のとおりとする。

- 一 甲は、P V設備の初期設置費用を負担し、設置後に得られる本事業の検証結果等の情報発信を行う。
- 二 乙は、本事業に係る事前調査、実施計画策定、設計、発注、工事監理、収支等に関する情報の収集及び蓄積並びに技術上の課題等の検証を行うとともに、書面として取りまとめ、甲に対してこれらの事項に係る報告を行う。乙は、本事業における施工及び維持管理について責任を負う。

### （事業期間）

第3条 事業期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。

### （実施計画）

第4条 乙は、本協定に基づき、本事業に着手するときは、あらかじめ本事業の実施に係る次の内容を記載した実施計画を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

- 一 実施体制
  - 二 設置住宅
  - 三 設置方法
  - 四 概算費用
  - 五 スケジュール
  - 六 その他必要な事項
- 2 前項第2号に定める設置住宅については、P V設備が設置されていない公社住宅であり、かつP V設備の耐用年数以上の管理が見込まれる公社住宅から選定する。
  - 3 第1項第3号に定める設置方法については、立地条件、住宅及び設備の規模・形状、設置後の管理方法等を踏まえ検討するとともに、イニシャルコスト及びランニングコストの縮減に努める。

4 乙は、甲から承認を受けた計画を変更する場合は、あらかじめ甲に協議の上、計画変更届を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(実績報告書の提出)

第5条 乙は、実施計画に定めるP V設備の設置工事等が完了したときは、甲に実績報告書を提出しなければならない。

2 実績報告書には、乙が実施した工事等に係る契約書の写し、工事等に要した費用の内訳、支払いを証する書類及び現場の写真等を添付するものとする。

3 甲は、実績報告書の内容を確認し、前条に基づき乙が提出した実施計画の内容に適合すると認めるときは、乙に対してその旨を通知するものとする。

(支援内容)

第6条 甲は、本事業に係る次に掲げる費用について、甲の予算の範囲内で乙に対して支援する。

一 既存の公社住宅へのP V設備設置に要する費用

二 設置するP V設備の収支等に関する情報を収集及び蓄積するために要する費用

三 P V設備を設置する住宅を選定するために要する調査費用

四 前各号を実施するための事務費用

2 甲が乙に対して支援する費用は、P V設備の設置が第3条に定める期間内に終了し、乙が提出する前条に定める実績報告書に記載された費用に限る。

3 本協定に基づき設置したP V設備による売電収入は、設置後のP V設備の維持管理（機器更新含む。）の費用に充当するものとする。

(費用の支払)

第7条 乙は、甲から第5条第3項に定める通知を受けたときは、甲に対して前条第1項の規定に基づく費用を請求することができる。

2 甲は、乙から請求のあったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払わなければならない。

(結果の報告)

第8条 乙は、第4条の実施計画で承認を得た全てのP V設備の設置完了後、遅滞なく、設置住宅それぞれの設置費用、設置方法、維持管理方法、収支等に関する情報、技術的な課題及び今後の設置拡大に向けた改善策等を書面として整理し、甲に対して報告しなければならない。

(その他協議事項)

第9条 この協定に関して疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年7月1日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都  
東京都知事 小池百合子

乙 東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号  
東京都住宅供給公社  
理事長 中井敬三